

令和5年度 市有土地貸付
一般競争入札のしおり

◆ 入札実施日

令和5年12月13日(水)

受付 午前 9時40分

入札 午前10時00分

◆ 入札会場

半田市役所 入札事務室(3階)

半田市東洋町2丁目1番地

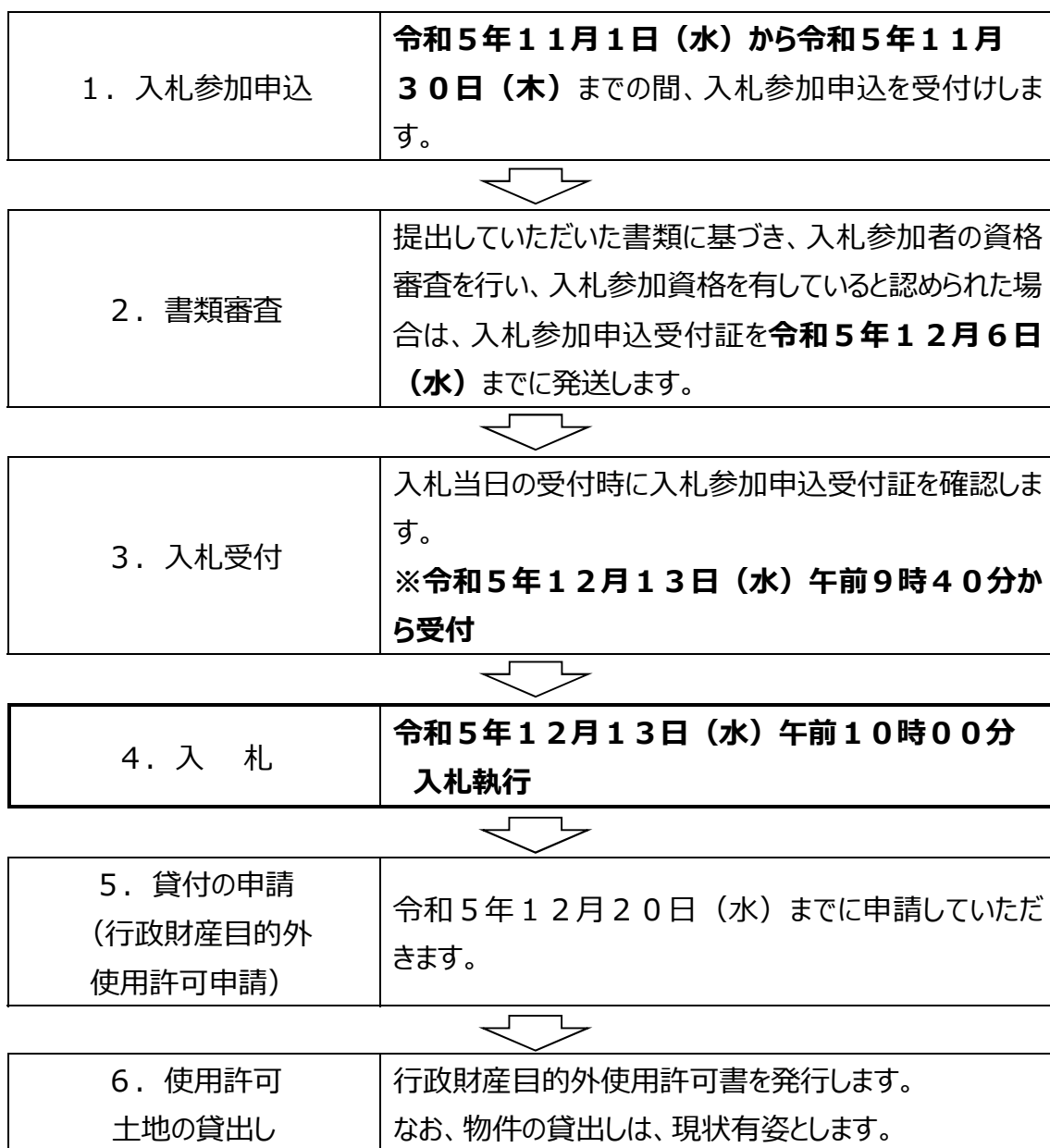
半田市建設部土木課

TEL(0569)84-0667(直通)

目 次

◆ 一般競争入札による市有土地の貸付けの流れ	1
◆ 市有土地貸付一般競争入札実施要領	2～8
1. 入札物件	(2)
2. 条件	(2～3)
3. 入札参加者の資格	(3～4)
4. 物件の貸出し及び事前説明	(4)
5. 入札参加申込み方法	(5～6)
6. 入札	(6～7)
7. その他	(8)
8. 問い合わせ先	(8)
◆ 物件概要	9～13
◆ 入札参加関係書類	14～18
□ 市有土地貸付一般競争入札参加申込書（様式第1）	(14)
□ 委任状（様式第2）	(15)
□ 誓約書（様式第3）	(16)
□ 市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証（様式第4）	(17)
□ 入札書（様式第5）	(18)
◆ 行政財産目的外使用許可申請（案）	19～21
◆ 入札参加関係書類（記入例）	22～25

◆一般競争入札による市有土地の貸付けの流れ（概要）



令和5年度 市有土地貸付一般競争入札実施要領

1. 入札物件

物件番号	所在地番	登記地目	登記地積	最低入札価格	用途地域等
1	川田町129番	畑	991㎡	年額94,000円	市街化調整区域

(1) 貸付予定期間

令和6年1月1日(月)から公共事業等に供する必要が生じるまで

なお、当該土地は、都市計画道路衣浦西部線予定地(事業時期未定)です。

2. 条件

(1) 使用上の制限等

ア 用途は、資材置き場、駐車場又は駐輪場に限定すること。

ただし、柵、看板などの工作物等の設置や舗装については可能とする。

イ 土地形状を変更する場合は、土砂の流出抑制に努めること。

ウ 土地使用にあたり必要となる各種手続き(農地転用許可など)は使用者にて行うこと。

エ 建築物を建築しないこと。

オ 工作物等の設置や舗装・掘削等の工事を行う際は、事前に書面をもって市の承認を受けること。

カ 使用者は使用している工作物等を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

キ 使用者は、貸付物件を次に定める用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸付物件を第三者に貸してはなりません。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(2) 許可の取消し等

次のことが確認された場合、使用許可の条項を変更し若しくは許可を取り消し、又は使用物件の移転、改築、除去若しくは必要な措置を講じることを命ずることがある。ただしこれに要する一切の費用は使用者の負担とする。

- ア 地方自治法その他関係法令の規定又は使用許可条件に違反し、市の指示若しくは命令に従わないとき
- イ 詐欺の手段をもって使用許可を得たとき
- ウ 市において公用、公共用、公益事業等に供するため必要が生じたとき
- エ 使用することによって他に障害を及ぼし若しくはそのおそれがあると認められたとき又は許可後に起こった事実により必要を生じたとき
- オ 使用料金を指定期日まで納めないとき

(3) 原状回復

使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。許可の取消し等により返還する場合も同様とする。ただし、市長が特に承認したときはこの限りでない。

(4) 損害賠償等

- ア 使用者は、その責に帰する理由により使用許可物件の全部又は一部を滅失あるいは毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。
- イ 使用又は工事に起因して第三者に損害を与えた場合には、使用者の負担においてその損害を回復すること。
- ウ 市は使用者が、地方自治法その他関係法令の規定又は使用許可条件及び市長の指示、命令する事項を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行することがある。ただし、これに要する一切の費用は使用者の負担とする。
- エ 市は、使用許可物件において事件又は事故が発生したことにより、使用者及び利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを一切負わない。
- オ 使用者は、使用許可物件に投じた改良のため有益費、必要経費その他の費用を請求できない。

3. 入札参加者の資格

(1) 資格

個人又は法人とし、貸付代金が支払い可能で土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる方。

(2) 欠落条項

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ていない者
- ② 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ④ 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
 - ア 直近3年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）
 - イ 直近3年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市内に本店を有する法人が入札参加申込みをする場合に限る。）
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本市の職員
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

4. 物件の貸出し及び事前説明

物件の貸出しは、現状有姿とします。

現地説明会は実施いたしませんので、入札の執行に先立ち、物件概要を熟読し、現地において現況等を十分に確認し、関係公簿等を閲覧のうえ、入札してください。

その他、用途等により、各種制限や規制がかかる場合がありますので、事前にご確認ください。

5. 入札参加申込み方法

この入札に参加するには、「入札実施要領」、「入札関係書類」（以下「入札実施要領等」という。）の入手及び事前の入札参加申込みが必要となります。

(1) 入札実施要領等の配布

① 配布期間

令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

いずれの日も午前8時30分～午後5時15分（水曜日のみ午後7時15分）

② 配布場所

半田市役所 建設部 土木課（3階）

半田市東洋町二丁目1番地

(2) 入札参加申込み方法

① 受付期間

令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

いずれの日も午前8時30分～午後5時15分(水曜日のみ午後7時15分)

② 受付場所

半田市役所 建設部 土木課 (3階)
半田市東洋町二丁目1番地

③ 申込み方法

「④申込みに必要な書類」の一式を受付期間内に半田市役所建設部土木課に持参してください。

郵送、電話、FAX、インターネットなどによる申込みはできません。

④ 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類のうち指定様式によるものは、本要領に添付しているほか、半田市のホームページからもダウンロードできます。

ア 市有土地貸付一般競争入札参加申込書〔様式第1〕

イ 土地利用計画図(平面図、立面図その他必要な書類)〔任意様式〕

ウ 委任状(代理人により入札する場合に限り)〔様式第2〕

エ 誓約書〔様式第3〕

オ 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

法人の場合は履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本

カ 納税証明書(直近の3年度分)

a) 個人の場合

区分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の2	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の2	管轄税務署	1部

b) 法人の場合

区分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の3	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の3	管轄税務署	1部

(3) 市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証等の交付

入札参加申込等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、後日、「市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕」、「入札書〔様式第5〕」を交付します。

(4) 入札参加申込状況の案内

入札参加申込受付期間中の申込状況をご案内します。土曜日、日曜日、祝日を除く執務時間内（午前8時30分から午後5時15分（水曜日のみ午後7時15分））にお問い合わせください。

6. 入札

(1) 日時

受付時間 令和5年12月13日（水）午前9時40分～

開始時間 令和5年12月13日（水）午前10時00分～

(2) 会場

半田市役所 入札事務室（3階）

入札開始時間になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

(3) 入札参加に必要なもの

① 市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕

② 入札書〔様式第5〕

③ 印鑑

実印（印鑑登録された印）、代表者の印鑑が必要です。なお、代理人により入札する場合は、代理人の印鑑も必要です。

④ 筆記用具

黒色のボールペン又は万年筆

(4) 入札の留意事項

① 入札会場には、受付で手続きを行い、入場してください。

ただし、希望者がいた場合、傍聴席を設けての入札参加者以外の方の傍聴も可能としますが、入札を妨害する行為等をした場合は、退場していただきます。

② 代理人が入札する場合は、代理人の印鑑も必ず押印してください。

③ 入札者は他の入札者の代理人にはなれません。また、1人が複数の入札者を代理することはできません。

④ 入札書には、入札金額及び指定事項を記入し、記名してください。

金額の記入には、算用数字（0、1、2、3、・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「金」または「¥」をつけてください。

⑤ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 所定の入札書によらない入札
- ③ 入札者又は代理人の記名のない入札
- ④ 所定の委任状を提出していない代理人がした入札
- ⑤ 入札参加者からの委任状を提出した代理人がした入札で、入札書の入札者記名欄に、入札者名と代理人名の連記のない入札
- ⑥ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 入札金額を訂正した入札
- ⑧ 入札に関し不正な行為により行われた入札
- ⑨ その他、この実施要領に定める入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札及び落札者の決定

開札は入札後、直ちに行い、落札者の決定は、次の方法によるものとします。

- ① 有効な入札のうち、本市が定めた最低入札価格以上で、かつ最高金額の入札者を落札者とします。
- ② ①に該当する同価格の入札をした者が2以上あるときは、その場において、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。

(7) 入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、登記地目、登記地積、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、半田市ホームページにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

7. 貸付契約

(1) 契約の内容

- ① 本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。
- ② 半田市から落札者への貸付は、落札後、半田市が指定する様式で令和5年12月20日（水）までの間に行政財産目的外使用許可申請をしていただきます。なお、使用許可期間は毎年3月31日までとなるため、1年ごとに継続申請が必要です。

(2) 危険負担

落札者は、入札物件が現状有姿の貸付けであることを理解し、面積その他物件

概要に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として貸付けを拒み、落札の無効を主張し、又は貸付代金の減額等を請求することはできないこととします。

(3) 使用料金

使用料金は、半田市が発行する納入通知書により、毎年度、指定期日までに一括納入していただきます。

なお、令和5年度分の使用料金は、落札金額（年額）を月割り計算（10円未満の端数は切り捨て）し算出します。

8. その他

(1) 地域貢献等

本件土地の使用に当たっては、周辺自治区との良好な関係形成、地域貢献等について十分配慮いただくようお願いします。

(2) 入札執行の延期等

入札前に、天災その他緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、または取り消すことがあります。なお、この場合において、入札のために要した費用を半田市に請求することはできません。

(3) その他、入札方法等について半田市長から指示事項があった場合は、これを遵守してください。

9. 問い合わせ先

〒475-8666

半田市東洋町2丁目1番地

半田市建設部土木課 管理担当

TEL : 0569-84-0667 (直通)

物 件 概 要

物件番号	1	最低入札価格	年額94,000円			
所在地	半田市川田町129番					
地積	登記簿	991㎡				
地目	登記簿	畑	現況	雑種地	土地の状況	更地

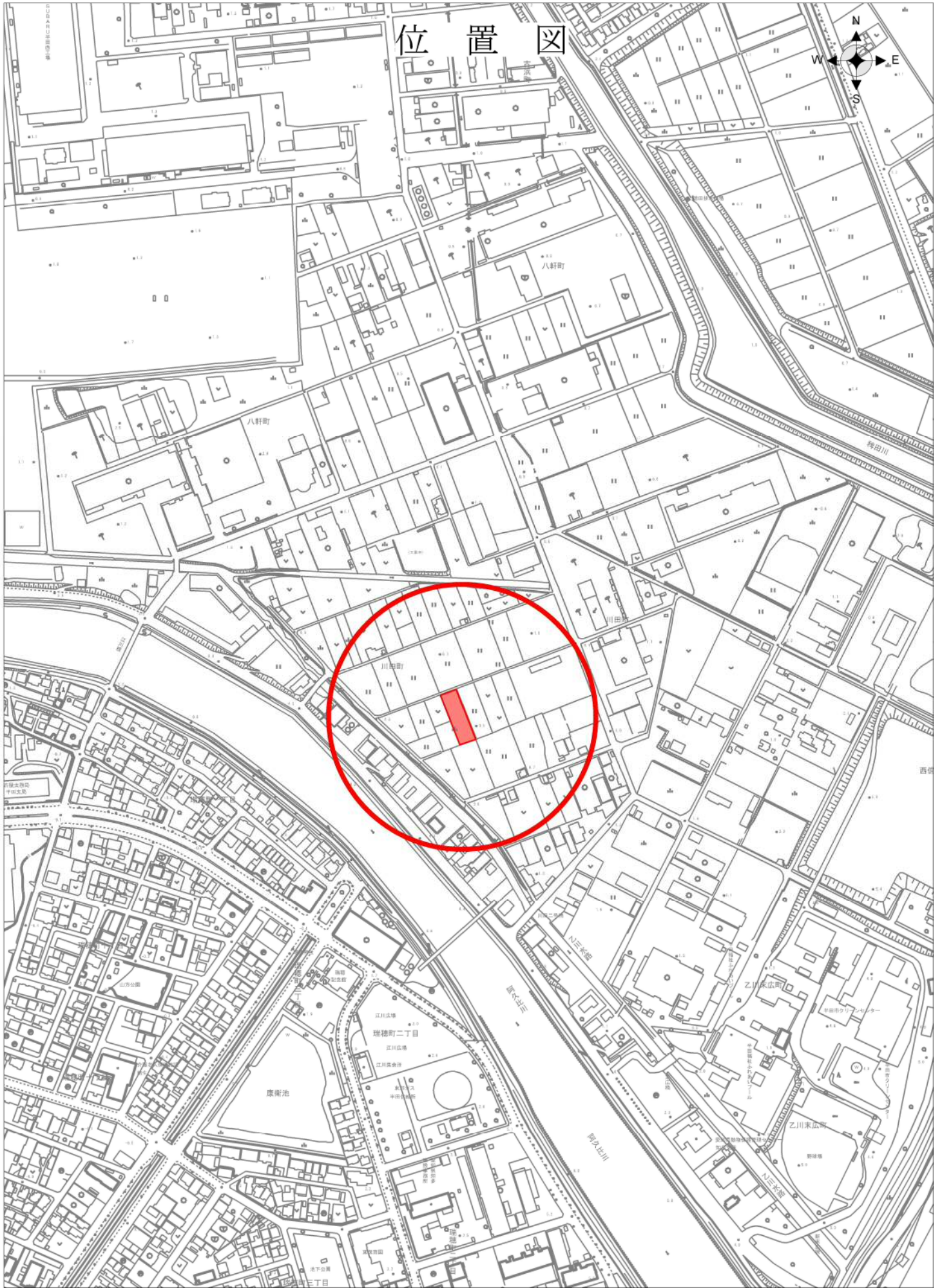
法令等に 基づく 制限	都市計画法	都市計画区域	市街化調整区域			
		用途地域	無し			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		防火指定	建築基準法22条地域	高度指定	—	
	その他制限	農地法 都市計画道路衣浦西部線予定地（事業時期未定）				

接面道路の状況	北側市道（幅員：約2.0m）			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	

供給処 理施 設		配管等の状況		照会先	
	電気	北側道路配線	無	中部電力パワーグリッド(株)半田営業所	
	上水道	北側道路配管	無	半田市上水道課	
	下水道	北側道路配管	無	半田市下水道課	
	ガス	北側道路配管	無	東邦ガスネットワーク(株)	

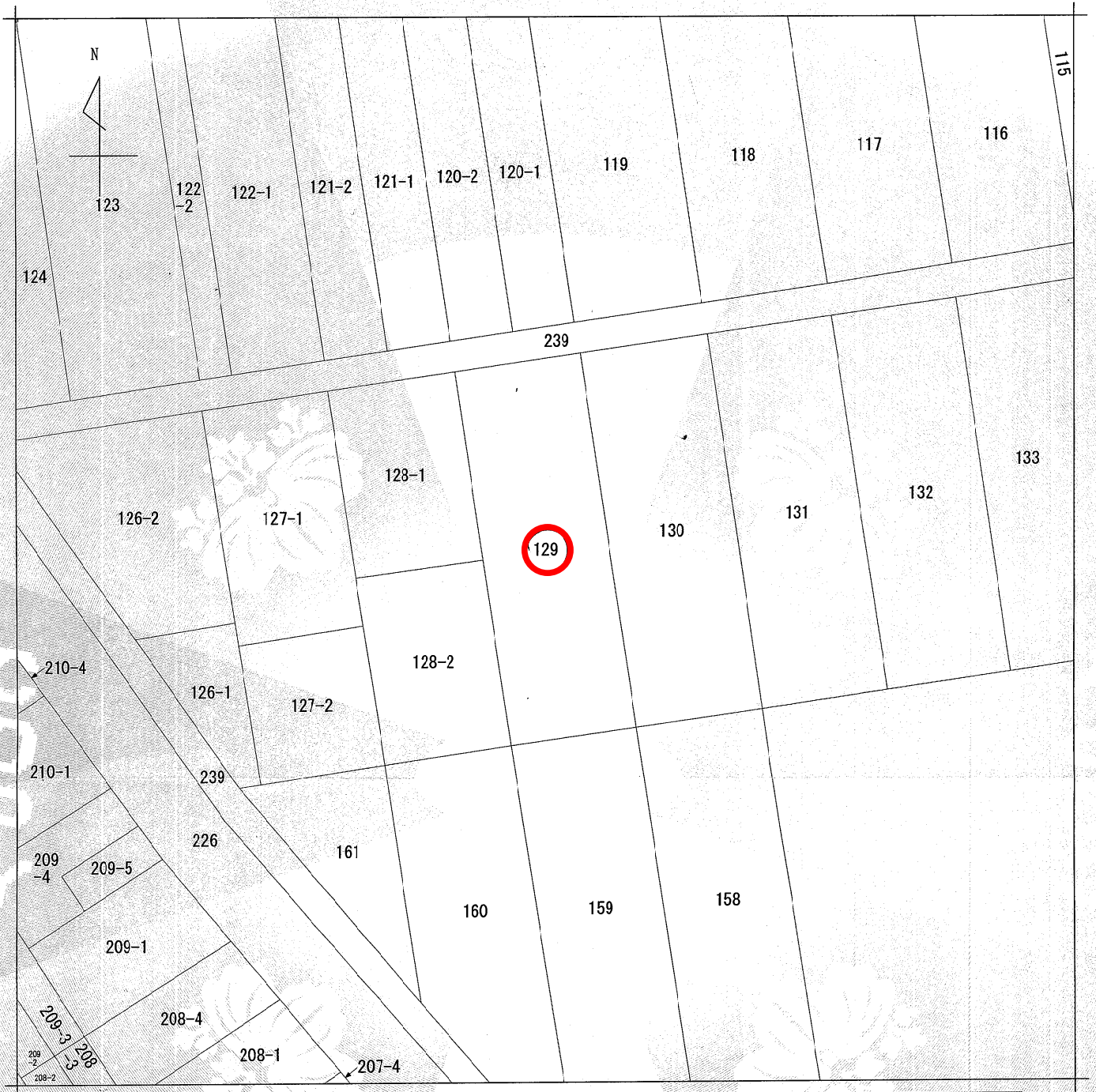
特記事項	
------	--

位置図



1/5000





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	半田市川田町			地番	129番		
出縮	力尺	1/600	精度	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年8月8日
名古屋法務局半田支局
登記官

坂田寿典



請求番号 : 31-1
(1/1)

公用

写真①



写真②



写真③



写真④



市有土地貸付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号 〈 〉 -

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号 〈 〉 -

令和 5 年 1 2 月 1 3 日執行の市有土地貸付一般競争入札に参加したいので、
入札参加を申し込みます。

物件 番号	所 在 地 番	登 記 地 目	地 積	用 途
1	川田町 1 2 9 番	畑	9 9 1 m ²	

(注意事項)

- 1 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

様式第2

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地貸付一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	所 在 地 番	登記地目	地積
1	川田町129番	畑	991㎡

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

委任者

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号 〈 〉 -

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

様式第4

市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 殿

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 殿

半田市長 久世孝宏

令和5年12月13日執行の市有土地貸付一般競争入札への参加申し込みを受け付けました。

物件 番号	所在地番	登記地目	地積	用途
1	川田町129番	畑	991㎡	

受付年月日	受付番号

入 札 書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人代表者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 実印
電 話 番 号 〈 〉 ー

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印
電 話 番 号 〈 〉 ー

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	

(注意事項)

- 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

令和 年 月 日

半田市長 久世孝宏 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電話番号 〈 〉 -

行政財産目的外使用許可申請書（案）

行政財産の使用を下記のとおり申請しますので、許可してください。

記

1. 使用許可物件（土地）

（1）所在地番：川田町129番

（2）地 積：991㎡

（3）目 的：（ 用 途 ）

（4）使用料金：（落札金額※月割り）による

（5）条 件：指定のとおり

（6）期 間：令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

2. 添付書類

土地利用計画図（平面図、立面図その他必要な書類）

様

半田市長 久 世 孝 宏

行政財産の目的外使用許可について（案）

令和 5 年 月 日付けで申請のありました市有財産の使用については、下記の条件を付けて許可します。

記

1. 使用許可物件（土地）

- （1）所在地番：川田町 1 2 9 番
- （2）地 積：9 9 1 m²

2. 用途の制限

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可物件を申請書に記載された目的（用途）の用に供さなければならない。

3. 使用許可期間

使用許可期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、許可期間の満了前に書面により市長に申請しなければならない。

4. 使用料金

- （1）金（落札金額※月割り）円
- （2）納入方法

市が別に発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

5. 使用上の制限等

- （1）用途は、資材置き場、駐車場又は駐輪場に限定すること。
ただし、柵、看板などの工作物等の設置や舗装については可能とする。
- （2）土地形状を変更する場合は、土砂の流出抑制に努めること。
- （3）土地使用にあたり必要となる各種手続き（農地転用許可など）は使用者にて行うこと。
- （4）建築物を建築しないこと。
- （5）工作物等の設置や舗装・掘削等の工事を行う際は、事前に書面をもって市の承認を受けること。
- （6）使用者は使用している工作物等を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- （7）使用者は、貸付物件を次に定める用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸付物件を第三者に貸してはなりません。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

6. 許可の取消し等

次のことが確認された場合、使用許可の条項を変更し若しくは許可を取り消し、又は使用物件の移転、改築、除去若しくは必要な措置を講じることを命ずることがある。ただしこれに要する一切の費用は使用者の負担とする。

- (1) 地方自治法その他関係法令の規定又は使用許可条件に違反し、市の指示若しくは命令に従わないとき
- (2) 詐欺の手段をもって使用許可を得たとき
- (3) 市において公用、公共用、公益事業等に供するため必要が生じたとき
- (4) 使用することによって他に障害を及ぼし若しくはそのおそれがあると認められたとき又は許可後に起こった事実により必要を生じたとき
- (5) 使用料金を指定期日まで納めないとき

7. 原状回復

使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。許可の取消し等により返還する場合も同様とする。

ただし、市長が特に承認したときはこの限りでない。

8. 損害賠償等

- (1) 使用者は、その責に帰する理由により使用許可物件の全部又は一部を滅失あるいは毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。
- (2) 使用又は工事に起因して第三者に損害を与えた場合には、使用者の負担においてその損害を回復すること。
- (3) 市は使用者が、地方自治法その他関係法令の規定又は使用許可条件及び市長の指示、命令する事項を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行することがある。ただし、これに要する一切の費用は使用者の負担とする。
- (4) 市は、使用許可物件において事件又は事故が発生したことにより、使用者及び利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを一切負わない。
- (5) 使用者は、使用許可物件に投じた改良のため有益費、必要経費その他の費用を請求できない。

9. 疑義の決定

本条件に関し疑義があるとき、その他使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、市と協議のうえ決定するものとする。

<問合せ先> 〒475-8666
半田市東洋町2丁目1番地
半田市建設部土木課 管理担当
電話：0569-84-0667（直通）

委任状（様式第 2）・
誓約書（様式第 3）
は、同じ日付を記入してく
ださい。

市有土地貸付一般競争入札参加申込書

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

半 田 市 長 殿

住民票又は法人の履歴事項
全部証明書若しくは法人登
記簿謄本と一致させてくださ
い。
電話番号は必ず記入してくだ
さい。

申込人 住 所 半田市東洋町二丁目 1 番地
氏名又は名称 半田市不動産(株)
及び代表者名 代表取締役 半田太郎
電 話 番 号 〈 0 5 6 9 〉 2 1 - 3 1 1 1

代理人 住 所 半田市東洋町二丁目 2 9 番
氏名又は名称 東洋 太郎
及び代表者名
電 話 番 号 〈 0 5 6 9 〉 8 4 - 0 6 6 7

代理人の場合、委任状（様式第 2）の内容と一致させてください。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日執行の市有土地貸付一般競争入札に参加したいので、
入札参加を申し込みます。

物件 番号	所 在 地 番	登記地目	地積	用途
1	川田町 1 2 9 番	畑	9 9 1 m ²	資材置き場

用途（資材置き場、駐車場、駐輪場）を記入してください。

（注意事項）

- 1 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

市有土地貸付一般競争入札参加申込書（様式第 1）と一致させてください。

委 任 状

代理人 住 所 半田市東洋町二丁目 2 9 番地

氏 名 東洋 太郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地貸付一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	所 在 地 番	登記地目	地積
1	川田町 1 2 9 番	畑	9 9 1 m ²

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

半 田 市 長 殿

委任者 住 所 半田市東洋町二丁目 1 番地
 氏名又は名称 半田市不動産(株)
 及び代表者名 代表取締役 半田太郎
 電 話 番 号 〈 0 5 6 9 〉 2 1 - 3 1 1 1

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

半 田 市 長 殿

市有土地貸付一般競争入札参加申込書
(様式第 1) と一致させてください。

申込人 住 所 半田市東洋町二丁目 1 番地
氏名又は名称 半田市不動産(株)
及び代表者名 代表取締役 半田太郎

記入例

入 札 書

印鑑登録された印鑑を押印してください。

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

半 田 市 長 殿

申込人代表者 住 所 半田市東洋町二丁目 1 番地
 氏名又は名称 半田市不動産(株)
 及び代表者名 代表取締役 半田太郎
 電 話 番 号 < 0 5 6 9 > 2 1 - 3 1 1 1

市有土地貸付一般競争入札
申込書（様式第 1）と一致
させてください。



代理人 住 所 半田市東洋町二丁目 2 9 番
 氏名又は名称 東洋 太郎
 及び代表者名
 電 話 番 号 < 0 5 6 9 > 8 4 - 0 6 6 7



下記の金額をもって入札します。

印鑑を押印してください。

記

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺		
入札金額			金	2	0	0	0	0	0	0	円

(注意事項)

- 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。